

宇都宮市立河内中学校 P T A会則

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は、栃木県宇都宮市立河内中学校P T Aという。
第2条 本会の事務局を宇都宮市立河内中学校に置く。

第2章 目的

- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域社会における生徒の心身ともに健全な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。
1 生徒の保護者及び教職員（正会員）
2 本会の趣旨に賛同する者で、P T A本部役員会の承認を得られた者（賛助会員）

第4章 事業

- 第5条 本会は、目的を達成するために次の部をおき、会員は活動を行う。また、宇都宮市P T A連合会（市P連）及び栃木県P T A連合会（県P連）の主催する各種活動に積極的に協力する。
1 厚生部（バザー・制服等のリサイクルの企画・運営 等）
2 体育部（運動会・マラソン大会への協力、市P連バレーボール・ソフトボールに関する運営 等）
3 指導部（街頭指導の実施 等）
4 学年部（クリーン活動、マラソン大会、各学年行事への協力 等）

第6条 保護者は全員、役員会が各部に所属する。学級ごとの各部員数は別に定める。

第5章 役員

- 第7条 本会に次の役員をおき、役員会を開催する。
1 会長1名、副会長若干名、部長6名（学年部は各学年から1名選出）、副部長は各部若干名（学年部からは部長以外の学級代表が副部長となる、学級数に応じて人数は変動）、書記若干名、会計若干名、監事若干名
※副会長、書記、会計は必要に応じ人数を決めるものとし、P1名以上、T1名以上で構成するものとする。
2 本会に正副会長、書記、会計からなる執行部をおく。執行部は会の運営が円滑に行われるよう、必要に応じて部会を開催する。

第8条 役員は次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長、会計、書記、監事は、推薦委員会で選出し、総会の承認を得る。
2 推薦委員会は、執行部・各正副部長から構成し、互選により推薦委員長を決定する。
3 その他会長が必要と認める役職は、会長が委嘱する。
4 副部長は、部会で互選する。

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 本部役員が転出する場合は、事前に事務局に連絡する。

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
3 部長は、部を代表し、部の活動運営に当たる。
4 副部長は、部長を補佐し、部長不在の時は、これを代行する。
5 書記は、会議の記録及び通信事務を行う。
6 会計は、会の会計を行う。
7 監事は、会計監査を行う。

第11条 学校長は、必要に応じて会議に参画し、意見を述べることができる。

第6章 会議

- 第12条 会議は、総会、役員会、部会、とする。
1 総会は、毎年4月に定期総会を開き、役員改選、予算、決算、会則変更、その他重要事項を審議する。その他必要に応じて臨時総会を開く。
2 役員会は、必要に応じて会長が召集し、正副会長、正副部長、書記、会計、その他会長が必要と認める役職をもって構成し、総会につぐ決議機関とする。
3 部会は、部長の召集により開き、部の運営執行に当たる。

第7章 会 計

- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれに充てる。
第14条 会費は、正会員年額3,000円とし、4月と7月の前期、後期それぞれ1,500円を納入する。（年度途中の入退会者は、個別に精算する。）
第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

- 本会に顧問をおく。顧問は会長歴任者とする。
この会則は、昭和61年5月17日から施行する。
- 昭和62年4月25日 第8条（新9条）一部改正
平成元年4月22日 第8条（新9条）並びに付則一部改正
平成3年4月27日 第8条（新9条）及び第12条（新13条）一部改正
平成4年4月18日 第6条一部改正
平成5年5月1日 第14条（新15条）一部改正
平成6年4月16日 第14条（新15条）一部改正
平成7年5月6日 第14条（新15条）一部改正
平成11年4月23日 第8条（新9条）及び第12条（新13条）一部改正
平成14年4月20日 第6条及び第8条（新9条）一部改正
平成15年4月19日 第6条及び第8条一部改正、第7条以降の条項番号を変更
平成16年4月17日 第9条及び第10条一部改正
平成19年3月31日 市町合併により、名称等変更。
平成20年4月19日 第7条一部改正
平成21年4月18日 第5条、第9条及び第13条一部改正
平成22年2月5日 第2条、第4条～第5条一部変更、第6条削除、第6条以降の条項番号を変更、以下の条項の一部変更（旧8条～旧11条、旧第13条～旧第15条）
平成24年3月2日 第5条及び第7条一部改正
平成25年4月13日 第4条及び第6条一部改正
平成28年4月16日 第7条、第8条及び第12条一部改正